

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は国民健康保険関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和4年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、申請書の受理、療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務に係る情報の提供 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者移動情報の提供
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国保給付管理システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 国保給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第16、24条 国民健康保険法第113条の3第1、2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 項番42、43、44 ・内閣府・総務省令第七号 第25条、第26条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第42条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部国保年金課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話0287-62-7129
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課

連絡先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話0287-62-7129

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7項、別表第二 第2、42、44項 並びに内閣府・総務省令第1、25、26条	②法令上の根拠 番号法第19条第7項、別表第二 第42、43、44項 並びに内閣府・総務省令第1、25、26条	事後	
平成29年1月20日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 稲垣 昭三郎	②所属長 国保年金課長 宇都野 淳	事後	
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 宇都野 淳	②所属長 国保年金課長 渡辺 直次郎	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 渡辺 直次郎	②所属長 国保年金課長 福田 正樹	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 福田 正樹	②所属長の役職 国保年金課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、申請書の受理、療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、申請書の受理、療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務に係る情報の提供 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者移動情報の提供	事前	
令和2年6月22日	システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国保給付管理システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 国保給付管理システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月22日	特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 国保給付ファイル	事前	
令和2年6月22日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16、30項 並びに内閣府・総務省令第16、24条	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第16、24条 国民健康保険法第113条の3第1、2項	事前	
令和2年6月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二 第42、43、44項 並びに内閣府・総務省令第1、25、26条	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 項番42、42、44 ・内閣府・総務省令第七号 第25条、第26条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第42条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項	事前	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	